

規 則

埼玉県家畜等及び精液譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四十五号

埼玉県家畜等及び精液譲渡規則の一部を改正する規則

埼玉県家畜等及び精液譲渡規則（昭和三十七年埼玉県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「埼玉県農林総合研究センター所長」を「埼玉県農業技術研究センター所長（以下「所長」という。）」に改める。

第三条、第四条第一項及び第二項並びに第六条中「埼玉県農林総合研究センター所長」を「所長」に改める。

様式第一号及び様式第二号中 「（あて先）
埼玉県農林総合研究センター所長」 を 「（宛先）
埼玉県農

業技術研究センター所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。